

入

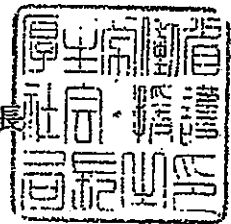
写

社援発1006第13号

平成21年10月6日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005017号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別紙
「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）」の取扱いについて（の一部改正に係る新旧対照表）

改	正	後	現	行
	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成20年4月17日社授発第30417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下、「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、平成17年10月5日社授発第1005013号職通知の別取「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）」に基づき、国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等の施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）補助金の対象事業となる場合、次に伴って、平成21年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。（以下、略）</p>	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成20年4月17日社授発第30417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下、「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、平成17年10月5日社授発第1005013号職通知の別取「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）」に基づき、国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等の施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）補助金の対象事業となる場合、次に伴って、平成21年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。（以下、略）</p>	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成17年10月5日社授発第1005013号職通知の別取「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）」に基づき、国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等の施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）補助金の対象事業となる場合、次に伴って、平成21年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。（以下、略）</p>	
1	<p>対象となる施設 対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、国の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等工事費・仮設施設整備費（解体撤去工事費）補助金の対象事業となった施設とする。</p>	<p>対象となる施設 対象となる施設は、国の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等工事費・仮設施設整備費（解体撤去工事費）補助金の対象事業となった施設とする。</p>	<p>対象となる施設 対象となる施設は、国の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等工事費・仮設施設整備費（解体撤去工事費）補助金の対象事業となった施設とする。</p>	
2	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	
3	<p>財産処分の承認 財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付けられるものであること。</p>	<p>財産処分の承認 財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付けられるものであること。</p>	<p>財産処分の承認 財産処分は、整備費補助金の交付決定書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。 なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付けられるものであること。</p>	
	<p>(1) 財産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならぬ。</p> <p>ア 補助財産を処分（取りこわし）することにより収入（評価額を含む。）があった場合には、その収入の全部又は一部を新たに建築する〇〇〇（以下「当該財産」という。）の建築費用に充当しなければならない。</p> <p>イ 当該財産については、もとの財産の取得時から起算して原簿価額が別に定まる期間を経過するまで都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受け、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>ウ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県、指定都市又は中核市に納付させることがある。</p> <p>エ 当該財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>オ 補助財産の処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)のイにより、都道府県知事又は指定都市の長の承認を受けなければならない。かじめ地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) (1)のウにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>(1) 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。</p> <p>イ 補助財産の処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) 財産処分（取りこわし）の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならぬ。</p> <p>ア 補助財産を処分（取りこわし）することにより収入（評価額を含む。）があった場合には、その収入の全部又は一部を新たに建築する〇〇〇（以下「当該財産」という。）の建築費用に充当しなければならない。</p> <p>イ 当該財産については、もとの財産の取得時から起算して原簿価額が別に定まる期間を経過するまで都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受け、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>ウ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県、指定都市又は中核市に納付させることがある。</p> <p>エ 当該財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>オ 補助財産の処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)のイにより、都道府県知事又は指定都市の長の承認を受けなければならない。かじめ地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) (1)のウにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	

<参考充当額の算定例>

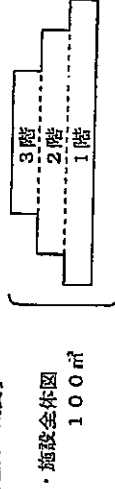
◎例1 間接補助の場合

- (1) 残存価格 800千円-①
- (2) 解体撤去費総事業費 1,000千円-②
- (3) 解体撤去工事費基礎額 750千円-③
- (4) 設置者負担額(②-③) 250千円-④
- (5) 建築費用充当額 1,000千円-750千円=

充当額 = (800千円 - 250千円) × $\frac{\text{補助財産の国庫補助額}}{\text{補助財産の総事業費}}$

= 550千円 × $\frac{\text{補助財産の国庫補助額}}{\text{補助財産の総事業費}}$

◎例2 増築があった場合 (面積按分を用いて算出する場合)
【施設の概要】



- ・ 1階部分 30年前創設 (自己資金) 50㎡ 総事業費A円
- ・ 2階部分 20年前増築 (民間補助) 30㎡ 総事業費B円 (補助b千円)
- ・ 3階部分 10年前増築 (国庫補助) 20㎡ 総事業費C円 (補助c千円)

- (1) 残存価格 500千円 ①
- (2) 解体撤去費総事業費 1,000千円 ② (うち3階部分は150千円)
- (3) 解体撤去工事費基礎額 675千円 ③
- (4) 設置者負担額(②×面積比率-①×面積比率) 675千円 ④
- 1,000千円 × 20㎡ / 100㎡ = 200千円
- 675千円 × 20㎡ / 100㎡ = 135千円
- 200千円 - 135千円 = 65千円
- (5) 建築費用充当額 65千円 ⑤

充当額 = (150千円 - 65千円) × $\frac{\text{国庫補助額}(c千円)}{\text{総事業費}(C円)}$

= 85千円 × $\frac{\text{国庫補助額}(c千円)}{\text{総事業費}(C円)}$

ただし、増築があったとしても国庫補助事業で建築された部分の解体撤去費用が別項になっている等の理由で把握できるときには、この計算例によらないものとする。